

「文の機能」における諸問題の検討

——意見文の文章構造類型への分類に際して——

荻田 朋子*

Examination of Various Problems Related to the Function of Sentences : For the Classifying of Opinion Essays According to the Macro Structural Patterns of Japanese Written Discourse

Tomoko OGITA

要旨：本稿では、これまでの文章論研究を概観すると共に、木戸（1992）の「文の機能」を援用した日本語意見文の文章構造類型への分類における諸問題について議論し、詳細な分類基準の提案と、①メタ言語的特徴を有する「提示」という新たな機能を紹介した。主な議論は①言語形式的特徴と表現意図との不一致、②複文の分類、③主観性の強弱の問題、④文副詞の影響、⑤否定辞ナイの扱い、⑥思考動詞文についてである。その結果、①言及されている事柄が一般常識的に事実であると認められる場合や表現者自身の意見が言及されない場合、陳述表現を含む文であっても「事実を述べる機能」に分類する。②複文の機能は主節の機能に従うことにする。③主観性の強弱の問題や、④文副詞の影響は分類を決定する要素にはしないことにする。⑤複合辞の一部（「なければならぬ」「わけではない」等）や⑥そのほかの意見を表す叙述表現と用いられる場合（「ほうがいいと思う」「べきだと思う」等）は一つの叙述表現として「意見を述べる機能」に属するそれぞれの「文の機能」に分類することを提案した。

Abstract :

This paper gives an overview of existing research on written discourses argument, discusses various problems in the classification of Japanese opinion essay into sentence structure types using the “Function of Sentences” of M. Kido (1992). It also proposes detailed classification criteria and a new sentence function in addition to the six sentence functions introduced by M. Kido, named “presentation (as a part of metalanguage expression to indicate the topic)”. The main issue discussed in this paper are : (1) inconsistency between linguistic formal characteristics and expression intention, (2) classification of complex sentences, (3) issue of subjectivity, (4) influence of sentence adverbs, (5) classifying a negative suffix and (6) sentences with verbs of thinking (“to omou”). Conclusion of this paper : (1) if the matter mentioned is recognized as a fact in common sense, or if the writer’s own opinion is not mentioned, even a sentence containing a statement expression is classified as a “function to state facts”. (2) A complex sentence is classified by the function of its main clause. (3) Subjectivity and (4) the influence of declarative adverbs are not factors that determine the classification. (5) When used as a part of a compound functional expression (“nakereba naranai”, “wake deha nai”) (6) or as a descriptive expression

*関西学院大学国際学部常勤講師

expressing an opinion (“ho ga ii to omou” or “beki da to omou”), This paper to classify such a sentence as one descriptive expression into the “sentence function” of “expressing an opinion”.

キーワード：文章論研究、文の機能、文章構造、叙述表現、意見文

1. はじめに

本稿では、これまでの文章論研究を概観すると共に、木戸（1992）の「文の機能」を援用した日本語意見文の文章構造類型への分類における諸問題とその解決方法について議論する。そして、「文の機能」の詳細な分類基準と、新たな「文の機能」について紹介したい。

なぜ、日本語意見文であるかという、次のような経緯がある。2002年に日本留学試験（日本語を母語としない日本語学習者にとって日本の大学に進学するための登竜門となる試験）において記述問題が導入され、大学入学前日本語予備教育で意見文を書く力が求められるようになった。それを契機にアカデミック・ジャパニーズ（大学で学ぶために必要な日本語力）とは何かの議論が盛んになり今日に至る。意見を述べる力はレポートや論文執筆のためになくてはならない基礎的な力である。また、意見を相手（読み手）に伝えることは、コミュニケーションの一つである。よって、意見を述べる力は確かに必要である。筆者は大学学部留学生の日本語教育に携わる者であり、彼らの意見を述べる力が日本語母語話者とのように異なるのかについて興味があった。日本語力の違いはもちろん、文化的背景の違いが文章構造に与える影響にも興味ある。文章構造は文化的背景と密接な関係があり、言語の違いによって文章構造に違いが見られことが報告されている（Kaplan：1966、李：2001 a、2001 b、西原：1990）ことを鑑みると、意見文は学術論文や新聞社説などの他の論説文とは異なり比較的自由に表現することが可能であるため、文化的背景の違いの影響を受けやすいと考えられる。そこで、意見文を対象に文章構造について調査・分析を行うことにした。

ちなみに、文章論研究においては、「文章構成」

と「文章構造」とを区別する研究が多く見られる。神尾（1989：126）では、(I)のような区別を設けている。

(I) 文章構造とは、文章の仕組みということである。その仕組みを考察する単位の認定、さらには、分類原理が、現在のところ明確ではない。(中略) それに対して、文章構成とは、思考によって、対象である文章を組み立てることである。構造を基礎づけ維持する力学の論理である。文章表現には、表出主体の組み立てが、いわゆる修辭的段落として存在する。ただ、修辭的段落は、表出主体の上位を基準として設定される。それを作品の論理を基準として組み立てるのが、論理的段落なのである。現実的に修辭的段落を論理的段落とは、一致することもあるが、一致しないこともある。この事実は、文章構成による分類が、形態的な分類に終始しないことを察知させよう。(下線：筆者)

つまり、「文章構造」は文章を一つの言語資料として捉え分析するための、何らかの言語形式的指標を設定しうるのに対し、「文章構成」とは、表現者の表現意図が文章にどう表現されるかという意味内容のまとまりの構成のことであるという。言い換えると、「文章構成」は言語形式的特徴による分類を必要としないということである。本稿では、産出された日本語意見文を対象にするため、前者の立場に従い「文章構造」という言葉を用いることとする。

2. 文章論研究の概観

本節では、これまでの文章論研究の概観を述べる。文章論研究とは、国語学の分野において、主に文章理解と表現能力を向上させる目的で行われてきた研究である。文章論研究の主な研究内容と

しては、文章のジャンル分類（小説・随筆文・論説文など）、文と文との接続関係、段落の構成、文章構造の解明などである。国語学者である時枝誠記氏は日本で最初に語論、文論と並んで文章論も文法論の一部とすべきであると主張し、その必要性を説いた人物である。

(Ⅱ) 我々が、日常読んだり、書いたりするもの、また、音声言語に属する談話講演等も含めて、すべてこれらを文章といえるのであって、文というものは、文章から抽出されたものとしてしか考えられないのであるから、文章は極めて具体的な言語事実であるといわねばならない。統一体としての文章構造が、文と同じものであるならば、特に文章研究という部門を設定する必要はないのであるが、文章には、文とは異なった別個の統一原理というべきものが存在するように考えられる。文章研究の必要である所以が予想されるのである。(時枝 1960:2)

この時枝の提唱は語用論的かつ機能論的観点からの指摘が伺える。たとえば、書き言葉において、「頭が痛い。」という文が「昨日、飲みすぎた。」という文に続くか、「また、息子がテストで0点を取った。」という文に続くのかによって、私たちは異なる意味を理解する（前者は文字通りの意味、後者は「悩んでいる」という意味）。また、話し言葉において、朝、母親が子供に「学校の時間よ。」と言ったとする。そして、子供が母親に「頭が痛い。」と言った場合、「(頭が痛いから)学校を休みたい。」という意味が生まれるのである。つまり、書き言葉でも、話し言葉でも、すべての言語表現形式には表現者の意図が存在し、表現意図の理解には文脈が必要だということである。したがって、一つの内容上の統一体である「文章」を対象に研究を行う必要があるのである。

この時枝氏の提唱を受け、日本語の文章論研究を進めてきた研究者達がいる。特に、彼らの文章論研究の中でも、文章の内容上のまとまりを、形式と意味の面からどのように捉えるかに関して行われた研究（文章型）の概要を以下、研究者ご

と、年代順にまとめる。

2-1. 市川 孝 「文段」の概念による文章型の分類一

市川孝(1978:156-160)は「文章の全体構成」において、文章の構成形式は、「最終的に、いくつの(大)段落に区分されるかによって」文章の全体構成が以下の2種5類に分類されるとしている。

(Ⅲ)

- (a) 全体を統括する(大)段落をもつもの(統括型)。
 - (ア) 冒頭で統括するもの(頭括型)。
 - 全体は二段に分かれる。
 - (イ) 結尾で統括するもの(尾括型)。
 - 全体は二段に分かれる。
 - (ウ) 冒頭と結尾で統括するもの(総括式)。
 - 全体は三段に分かれる。
 - (エ) 中ほどで統括するもの(中括式)。
 - 全体は三段に分かれる。
- (b) 全体を統括する(大)段落をもたないもの(非統括型)。
 - (オ) 冒頭・結尾があっても、それが統括機能をもたないもの。
 - 全体は、二段・三段・多段(四段以上)などに分かれる。

ここで「統括」というのは、何らかの意味で、文章の内容を支配し、または、文章の内容に関与することによって、文章全体をくくりまとめる機能をいう。文章中のある部分が統括機能をもつことによって、その文章全体は、二段または三段に大きくまとめられる。上記(Ⅲ)において、市川氏は「段落(段)」という言葉を用いているが、それらは氏の規定する「文段」(意味段落)のことである。氏の論では、一般に言う「段落」と「文段」とを以下のように定義し、区別している。

- (Ⅳ) 段落とは、通常、「文章を構成する部分として区別され、それぞれ小主題をもって統一されている文集合」をいう。ただし、一文から成る段落もある。いくつかの段落を内容上

の連関からまとめて考えたもの（段落のグループ）を、「大段落」または「意味段落」と呼ぶことがある。文段とは、一般に、文章内部の文集合（もしくは一文）が、内容上のまとまりとして、相対的に他と区別される部分である。（中略）「文段」は、改行によってではなく、前後の文集合（もしくは一文）が、内容上なんらかの距離と連関をもつことによって区別されることになるのである。

（市川 1978：124-126）（下線：筆者）

すなわち、市川氏のいう「文段」とは「大段落」または「意味段落」のことであり、それは他の「大段落」を統括する機能をもつ内容上のまとまりのことである。そして、文章の構成形式は「統括機能」を有する「文段」を基準に分類されとしている。

しかし、氏の「文段」の概念は内容上のまとまりであって、形式的特徴を持つことを必要とせず、また、「文段」が他の「大段落」を統括するための、「統括機能」とは具体的にどのような形式的特徴を有するのかについては言及されていない。したがって、市川氏の「文章の全体構成」の分類は客観的指標をもって明確に区別できないという問題がある。

2-2. 永野 賢 一文の「接続」「連鎖」による文章型の分類一

永野賢（1986：78-79）では、市川氏のような内容上のまとまりを中心に捉えた「文章構成の形式」としてではなく、あくまで文章の統括は文の接続と連鎖との観点を踏まえたものであるという「統括論」の観点から、以下の文章全体構造の5類型を挙げている。言い換えれば、「接続論」によって文脈の流れをたどり、「連鎖論」によって全体の結構を把握した上で、「統括論」として、文章の統一性と完結性が確認できるというものである。

(V) (1) 冒頭統括型 (2) 末尾統括型 (3) 冒頭末尾統括 (4) 中間統括 (5) 零記号統括

（永野 1986：315-328）

永野氏の「統括論」とは、先に述べた市川氏の「統括機能」と類似する概念である。以下、永野氏の「統括論」についての記述である。

(VI) 「統括」とは文章を構成する文の連続において、一つの文が意味の上で文章の全体を締めくくる役割を果たしていることが言語形式上でも確認される場合、その文の意味上形態上の特徴をとらえて文章の全体構造に於ける統一性と完結性とを根拠づけようとする文法論的観点である。

（永野 1986：315-328）（下線：筆者）

市川氏の論では、「統括機能」を有するのは、内容上のまとまりである「文段」である。一方、永野氏の「統括論」における主眼は「文」にある。つまり、ある一つの文が他の文を統括し、その連鎖が文章を形成するといった考えである。そのため、「統括」には言語形態の特徴が認められるとしている。

つまり、永野氏の研究は文法論的文章論の立場においてなされているものであり、市川氏で言及されなかった「文章構成の形式」においても「統括機能」の形式的指標を見出しうる可能性を示唆しているのである。

2-3. 佐久間 まゆみ 「主題文」による文章型の分類一

佐久間（1999：14）では、文章型を論じるには、まず、その主要な構成要素、つまり文章成分を規定する必要があるとして、以下のように述べている。

(VII) 従来、文章の成分として見なされてきた言語単位は、文と段落の2種である。ただし、後者については、改行一字下げを必修要件とすることから、一般に、現代日本語の段落表示の恣意性が指摘され、内容上の相対的な区分による「文段」という単位を新たに設ける必要が唱えられてきた。本研究では、後者の説に従い、さらに、談話における「文段」相当の単位として「話段」を設け、それらの総称として「段」を用いることにする。

「段」は、内容上、一まとまりの話題を表し、形式上、その一くぎりを示す統括機能を有する言語形態的指標をもつ言語単位として規定される。文章の主題をまとめて一遍を完結させる統括機能を有する段を「中心段」と呼ぶが、文章の「主題の統一」とは、文章の主題を表す中心段が他の段を同じ主題で支える一まとまりの表現として統括するということである。

つまり、佐久間氏概念は市川氏の「文段」の概念と、永野氏の「接続論」「連鎖論」「統括論」から導き出された「統括機能」の言語形式的指標の概念を取り入れたものであると言える。佐久間氏の「中心段」とは市川氏の「文段」に相当するものであり、また、永野氏では「統括」の着眼の基本が「文」であるのに対し、佐久間氏は市川氏と同様、「段」に着目している点異なる。そして、「中心段」の統括機能の配列位置と配置度数による基本的な文章構造類型として、先行研究所説を再検討した結果、次の6種が設定されている。

- (Ⅷ) ア. 頭括型 (文章の冒頭部に中心段が位置するもの)
 イ. 尾括型 (文章の結尾部に中心段が位置するもの)
 ウ. 両括型 (文章の冒頭部と結尾部に中心段が位置するもの)
 エ. 中括型 (文章の展開部に中心段が位置するもの)
 オ. 分括型 (文章の2か所以上に複数の中心段が位置するもの)
 カ. 潜括型 (文章中に中心段がなく、主題が背後に潜在するもの)

(佐久間 1999: 14)

また、佐久間氏は市川氏で言及されなかった、「段」の「統括機能」の言語形態面の特徴を以下のように述べている。

- (Ⅸ) 文章型は、言語形態面の特徴から裏付けられる。主題文を含む「中心段」が他の段を

まとめて文章を成立させる「統括力」には、相対的な大きさの違いがあり、その程度に応じて、文章中の段の重層構造が形成される。文や段落の統括力を示す言語形式を「文脈展開形態」というが、それぞれ種々の統括機能を持ち、文章型の成立に関与している。文章の主要な文脈展開形態としては次の6項目の表現が挙げられる。

- a 接続表現 b 指示表現 c 反復表現
 d 省略表現 e 提題表現 f 叙述表現

これらの項目は文章構造を考える際に主要な下位項目であり、市川 (1978: 57-58) に「文をつなぐ形式」として挙げられている3類12種の言語形態的指標と、永野 (1972, 1986) の「接続論」「連鎖論」と重なる部分も多い。上記でも述べたように佐久間氏は文章構造の基本を「段」とし、各段落にはそれぞれ他の文集をまとめる「中心文」があり、これはさらに大きな統括力を持つ他の段落の中心文によって大段落にまとめられ、最終的には文章全体を統括する「主題文」を有する中心段に統括されるとしている。そして、「中心文」「主題文」は上記のような言語形態的指標を有する文であるとしている。すなわち、佐久間氏の文章構造類型は、言語形式的特徴を有するという点で客観的な判断に基づいた分類が可能であり、また内容上のまとまりから「段」を捉えるという点で、機能的な面からの分類も可能である。よって、本稿でも佐久間氏の文章構造類型の分類基準を支持する。

3. 文章構造類型の分類方法「文の機能」

本節では、木戸 (1992) の「文の機能」について紹介したい。木戸 (1992) は新聞投書の文章全体の構造を記述する方法として、「文の機能」を設定し、佐久間氏 (上掲) の文章構造類型への分類を行っている。文章構造類型の分類にあたって、「文の機能」を設定した理由を次のように述べている。

- (Ⅹ) 文章構造を解明するには、文章を形成する要素と、その要素の言語形式上の特徴を明

らかにすること、さらにその要素がどのように組み合わせられて文章構造をなしていくかを記述しなくてはならない。(木戸 1992:9)

木戸氏の言う「文の機能」の「機能」とは、「意図の表現手段で、言語形式上の手がかりから判定できる要素である。」(木戸 1992:10、下線:筆者)と述べられていることから、上記(X)の「文章を形成する要素」とは、表現者の表現意図を含んだ文のことであると考えられる。すなわち、文が文章中においてどのような表現者の表現意図を担っているのか、文を基準に解明することによって、その文章全体の構造を理解しようという手法である。この手法は日本語教育の立場からも支持できる。田中(1983:116)は、「現在の日本語教育では、『文型』が談話の中に生起するときの機能面からとらえられていないために、単独の文レベルでしか教えられていないように思われる。」と指摘し、「今後は、日本語教育でとりあげられているすべての文型について、その談話上の機能を明らかにしていく必要がある。」(田中 1983:123)と述べている。つまり、文を機能別に分類し、その言語表現形式の特徴を明らかにすることは、今後の日本語教育における文型指導を、実際の運用場面に結び付けて行えるようにするのに参考になると考えられる。そのため、「文の機能」を設定し、文章構造類型の分類を行う木戸(1992)の方法は日本語教育に携わる筆者の立場から支持できる。

3-1. 意見か事実か

木戸(1992)の文の機能は新聞投書を対象として設定されたものであるため、異なる文章ジャンルでの汎用性については議論されていない。そのため、日本語意見文を対象にする際にも木戸(1992)の「文の機能」をそのまま援用できるかどうか調査を行った。その結果、分類にあたっていくつかの問題点が浮上した。ここでは、その問題点と同様の問題が起った場合の解決案を提示していきたい。

木戸(1992:10)では、文の機能の分類基準を(XI)のように設定している。

(XI) 本稿では文単位で表される文章構造の要素として「文の機能」を設定した。「機能」とは意図の表現手段で、言語形式上の手がかりから判定できる要素である。「事実を述べる機能」と「意見を述べる機能」に二分し、事実や意見をどんな意図で述べるかによって、次の6種の機能に分類した。

(内容) (意図)

意見 - 意見を述べること

(文の機能)

「主張」- 文章の話題について意見を述べる

「評価」- 事実または意見についての判断を述べる

「理由」- 意見のよりどころとなった意見を述べる

(内容) (意図)

事実 - 事実をのべること

(文の機能)

「根拠」- 意見のよりどころとなった事実を述べる

「解説」- 事実を説明に交えて述べる

「報告」- 事実を客観的に述べる

「文の機能」を判定する手がかりとなる言語形式については、主に、文末の「叙述表現」が事実か意見かを示し、「接続表現」「指示表現」「反復と省略の表現」「提題表現」等が文章におけるその文の意図のあり方を示す。

(木戸 1992:10) (下線:筆者)

しかし、木戸(1992)の分類基準では、意見を表す叙述表現が分類の基準となっているものの、その具体的な言語形式が規定されていない。その背景には、言語形式的特徴による分類と表現意図とが必ずしも一致しないという理由が考えられる。例えば、以下の例について考えてみよう。

なお、これ以降の例文では、 は提題表現、 は提題表現を示す言語形式上の指標、 は

1) ここで述べられる「談話」は「discourse」あるいは、「テキスト (text)」、「文章」と同等の概念である。

叙述表現で意見を表す部分を示すことにする。

- (1) 社員がいるということは給料を支払わなければならない。(引用元では (jp 009)、以下同様)
- (2) いつか本か何かで読んだのですが、そのよ
うな人々にとって、たばこの煙はとても怖し
いものなのだそうです。(jp 015)
- (3) 日本では、たばこの自動販売機が至るとこ
ろに設置され、誰でも自由に購入できてしま
う。(jp 031)

「対訳データベース ver.2 (2001) CD-ROM 版」(国
立国語研究所)

これらの叙述表現には陳述表現²⁾が含まれるが、「意見を述べる機能」とは言い難く、表現者は事実や根拠として用いているため、表現意図としては「事実を述べる機能」に分類されるべきである。いずれも否定的な評価を含意していると思われるが、(1) や (3) で言及されている事柄は一般常識的にその事実が認められ、(2) では表現者の意見が言及されていない。無論、文脈や前後の文から柔軟に判断することは不可欠であるが、概ね「言及されている事柄が一般常識的に事実であると認められるものである」「表現者自身の意見が言及されない」この2点が認められる場合には、陳述表現を伴う文であっても「事実を述べる機能」に分類することにするという解決案を提示することができるであろう。

このほかにも、言語形式的特徴と表現意図とが一致しないという問題は、「文の機能」分類を左右する問題を引き起こした。そこで以下、分類の決定を左右した問題と、同様の問題が起った場合の解決案を一事例ずつ提示しておきたい。

3-2. 「提示」の機能設定

以下のような文はどの文の機能に分類するべき

- 2) いわゆる「陳述論争」に関わる問題であるが、本稿はそれを議論する場ではないので表現者の心的態度が文末の叙述表現に現れる場合を意識的に指摘する場合「モダリティ」とし、それ以外の場合「陳述」という表現を用いることにする。
- 3) 本稿では重文と複文の区別はせず、述語を複数持つ文を一括して「複文」と呼ぶことにする。なぜなら並列節であっても、従属節のテンスやモダリティなどは明確に現れていない場合も多く、そのような場合にあっては、一文とは認めがたくなるからである。
例：太郎はお茶を飲み、花子はケーキを食べた。

かという問題があった。

- (4) 大きな理由としては2つあります。(引用元では (jp 003)、以下同様)
- (5) その理由についてこれから述べたいと思います。(jp 008)
- (6) しかし、考えてみて下さい。(jp 008)

「対訳データベース ver.2 (2001) CD-ROM 版」(国
立国語研究所)

いずれの文も後に説明が続く。上記のような文は、読み手への直接的な呼びかけや問題提起などであり、段落構成を整えるためのものである。それ自体は (XI) の木戸の設定するいずれの機能も果たさない。上記のような文は各段落の冒頭に位置し、これから述べようとする話題を提示するメタ言語的特徴がある。したがって、上のような文は、「提示」という文の機能を新たに設け、他の文と区別することにする。「提示」の文は意見か事実かの区別を必要としない。

3-3. 複文³⁾の分類

(7)～(9) のような複文の場合、1文に2つ以上の「文の機能」が含まれるという問題がある。

- (7) 喫煙者にも権利があり、規則で一律に禁止するというのは不当であるという意見もありますが(報告)、私が提示したい意見はすべてのタバコをこの国からなくす、ということではなく節度を守り、他人に迷惑をかけないという人間として最低限のルールを守ろうということなのです(主張)。

(引用元では (jp 001)、以下同様)

- (8) 喫煙所を設けている所は多くあるわけだし、吸うことはできるのだから(根拠)、やはり規制するところは、きちんとする必要があると思います(主張)。(jp 002)

(9) 吸っている本人だけに害があるのなら自由に吸っていてもよいけれど(評価)、周りの無関係な人にまで害をおよぼすのだから(根拠)、私は喫煙を規制すべきだと思います(主張)。(jp 059)

「対訳データベース ver.2 (2001) CD-ROM 版」(国立国語研究所)

() に表示される「文の機能」筆者

日本語母語話者と日本語学習者の文章では、複文の量的・質的差が指摘されている(田代:1995、浅井:2002)。そのため、複文については、別に詳細に分析する必要がある。しかし、「文の機能」は数を累計することが目的ではなく、文章構造を解明するための手段である。文章構造型への分類は主張の出現位置によって決まるため、複文の機能は主節の機能にしたがっても問題がないと考える。

3-4. 「評価」に分類される文における主観性の強弱の問題

以下の文は、意見を表す叙述表現があり、判断を表す「評価」の文である。

(10) (家庭に喫煙者がいるだけで家族のガン死亡率は数倍にあがること) これは喫煙者本人のみの問題ではなくまったく関係のない人間までもおとし入れる深刻な問題です。(引用元では (jp 001)、以下同様)

(11) (捨てている人は) だれかがそのうち片付けてくれるだろう、 と 思って捨てているにちがひありません。 (jp 005)

(12) 最近、喫煙マナーも厳しくな^てきており、愛煙家の人は肩身がせまい 思 い を し て い る 事 だ ら う。 (jp 010)

(13) 確かに外国での喫煙の規制は厳しいよう です。 (jp 003)

「対訳データベース ver.2 (2001) CD-ROM 版」(国立国語研究所)

(括弧:筆者補足)

(10) (11) は提題表現によって示される話題に対する評価であり、読み手には主張の一部であると解釈できるほど、意見を主張する程度(以下、主観性)が強いものである。一方、(12) (13) は推量、事実の伝達推量であり、第三者的な視点から評価を下す(客観的评价)という点で上記2例と主観性に違いが見られる。この違い区別し分類するほうが適当かどうかという問題である。以下の例を考察してみよう。

(14) 私はタバコを吸わない。そして喫煙も反対である。最近、喫煙マナーも厳しくな^てきており、愛煙家の人は肩身がせまい 思 い を し て い る 事 だ ら う。

(引用元では (jp 010)、以下同様)

(15) なぜなら、喫煙をする事は、すでに、喫煙者の個性になってしまっていると思うからだ。規制で個性を無くす事はできない だ ら う。 (jp 010)

「対訳データベース ver.2 (2001) CD-ROM 版」(国立国語研究所)

上記は同じ意見を表す叙述表現の「だろう」が用いられている例である。表現形式が同じであっても(14)は推量、(15)は推量とも確認要求とも理解できる。後者は前者より主観性が強い。それは、提題表現によって示される主題(喫煙を規制すべきか)に関連する意見であるからであるが、今度は「喫煙は規制すべきではない」というような文との間で主張の機能に分類しても同様の問題が起こる。そこで、「文の機能」は意図の表現手段で、言語形式上の手がかりから判定できる要素である(木戸1992:9下線筆者)ため、上記のような主観性の強弱にかかわらず同じ機能に分類することにしたいと思う。

3-5. 文副詞が文の機能に与える影響

「文副詞⁴⁾」国語学で言う「陳述副詞」は別名「評価副詞」とも呼ばれ、表現意図を反映するものである。このような副詞についてどのような基準を設けるべきかが問題である。木戸(1992)で

4) 「文副詞」「陳述副詞」の違いについては森本(1997)を参照

は文副詞の取り扱いを次のように述べている。

(XII)「評価」の文の叙述表現には、永野 (1986, p 249) の「辞に関する分類語例表」のうち「主体的立場の陳述」と (10)「ね」のような「読み手への働きかけ」があることが多い。また「主体的立場の陳述」には、(12) (13) のように文副詞を伴うものが目立つ。

(16) お年玉のだいがご味といえば、やはり (省略) 増えていくことだろう。

(引用元では (12)、以下同様)

(17) たぶん (省略)「お金好き」にさせてくれたのではないかと思う。(13)

(18) 〈アナウンス〉新生 JRらしい、さわやかな声です。(14)

(は該当する表現 木戸 1992: 11)

(18) の例では、点線の部分が叙述表現の連体修飾句で意見を表しているとしている。つまり、「A は B だ」という判断文であるので「意見を表す機能」に分類でき、「さわやかな」単体で判断しているのではない。多くの場合、陳述副詞は叙述表現と呼応関係を持つが、問題となるのは叙述部と呼応関係を持たない以下のような例である。

(19) あいにく、試合は雨で中止になった。

(20) さいわいにも、大事故にはならなかった。

(作例：筆者)

これらの副詞は、評価副詞と呼ばれているもので、事実関係に対する評価を表している。確かに、このような副詞は読み手に意見を推量させるものである。李 (2001 b) では主観的な態度を表す副詞や助動詞 (例：重要な) など他の要素が含まれる文を「準意見」という「意見」「事実」とは別の概念に分類している。しかし、本稿では「陳述表現は判断の前ぶれ表現である。」という林 (1982: 47) の立場を支持し、これらの副詞はあってもなくても事実関係、つまり、「試合は雨で中止になった」「大事故にはならなかった」という事実に影響を与えることはなく、あくまで付加

的な評価であり、意見を表す決定的な証拠にはなり難いと考え。したがって、評価副詞は「文の機能」分類に直接影響を与えないものとする。つまり、上記 (19) (20) のように文末が過去形の場合や、意見を表す叙述表現と共に用いられない場合は、「事実を述べる機能」に分類する。

3-6. 否定辞「ナイ」の取り扱い

否定辞「ナイ」が意見を表す叙述表現か、命題の真偽を表すものかという問題も「文の機能」分類において重要である。木戸 (1992) では、否定辞「ナイ」の取り扱いについて明確な基準は示されていない。以下の例は同氏の論の中に掲載されている否定辞「ナイ」を含む「文の機能」である。(21) (22)、(23) (24) はそれぞれ連続する文である。一つ目は「事実を述べる機能-根拠」として、二つ目は「意見を述べる機能-理由」として分類されている。

(21) 【なぜなら】世は働き時代。(根拠)

(引用元では (19)、以下同様)

(22) しかもあまりにも役所との関係が深くなる一方で住・勤が離れてしまった今、会社の休み時間になどと気軽に考えられる時代ではない。(根拠) (20)

(23) はっきり言って反対です。(主張) (例 D.)

(24) あんなにうるさいものはありません。(理由) (例 D.) (木戸 1992 下線：筆者)

このような否定辞「ナイ」をどう取り扱うか検討が必要である。本稿では益岡 (2000) に従い、否定辞「ナイ」(益岡では「みとめ方」と述べられている) は命題の真偽を表すものだとし、意見を表す叙述表現には含めないものとする (例 (22) に当たる)。このことは表現意図と深く関わり合っている。そのため、3-1. で議論した通り「言及されている事柄が一般常識的に事実であると認められるものである」「表現者自身の意見が言及されない」場合、「事実を述べる機能」に分類することと同じである。ただし、モダリティ表現に付加された場合、モダリティ性は失われにくく、「わけではない」「べきではない」「ものではない」などは複合辞として単なる語の結合以上の

意味を担うものであり、これらから否定辞「ナイ」だけを取り出して検討することはナンセンスである。したがって、この場合、「ナイ」を含む複合辞は一つの意見を表す叙述表現であるとする。また、意見を表す他の叙述表現とともに用いられた場合は、例えば「良い」「悪い」「思う」「感じる」「言える」「必要がある」など、複合辞と同様モダリティ性は失われにくいと考えられ、意見を表す叙述表現であるとする(例(24))。また「AはBだ」という判断文の否定、「AはBではない」という文も意見であるとする。

3-7. 思考動詞文について

意見を述べる文章において「思う」は多用される。その目的は多様であり、思考動詞「思う」が用いられているからといってすべてが「主張」とはならない。

- (25) この本はきっと人気が出ると思う。
 (26) 確かこの引き出しにしまったと思う。
 (27) 他人の気持ちをもっと考えたほうがいいと思う。
 (28) 彼は彼女に謝ったほうがいいと思った。
 (29) 彼は先に帰ったと思った。

(作例および下線：筆者)

(25)は推量、(26)は記憶の曖昧さ、(27)は意見(28)過去の意見(29)は判断・推量の誤りを表していると考えられる。上記(25)~(29)の例の中で、主張を表す叙述表現である「思う」の用法は(27)だけである。(27)では引用節の中で「ほうがいい」という主張を表す他の叙述表現と共に用いられていることが主観性を強めている。一方、同じく引用節の中に意見を表す叙述表現を持つ(28)の例では主節の「思う」の時制が過去になることで、事実になっている。要するに、「思う」だけでは主観性が弱く、「主張」と判断するには不十分なことも多いのだ。よって、引用節の述語に「～たいと思う」「～ばいいと思う」「～なければならないと思う」のような「提案」「要望」を表す他の意見を表す叙述表現と共に「思う」が用いられている場合や、意志形が現れる場合に「主張」の機能を果たすと判断する。そ

のほか「～(心情表現)と思う」「～かもしれないと思う」などは、思考動詞「思う」が意見や判断を表すもの、つまり、「文の機能」では「評価」「理由」になると考える。いずれの場合も、「思う」が現在形の時である。「思う」だけではなく他の意見を表す叙述表現も同様に過去時制になると、意見を表す叙述表現であるとは言い難くなる。

以上、日本語意見文における「文の機能」分類への問題点および解決案について考察した。その内容をまとめる。

1. 陳述表現が含まれる文であっても、次の2点が認められる場合は、「事実を述べる機能」に分類する。①言及されている事柄が一般常識的に事実であると認められる。②表現者自身の意見が言及されない。
2. 「大きな理由としては2つあります。」のような文は各段落の冒頭に位置し、これから述べようとする話題を提示する文である。これらの文は「提示」という新たな機能を設け分類する。
3. 従属節内のモダリティやテンスは現れないこともあるため、複文は主節の機能に従う。
4. 「評価」の文に主観性の強弱が見られても、同じ機能に分類する。
5. 文副詞を伴う文で意見を表す叙述表現がない場合や、叙述表現が過去形の場合、「事実を述べる機能」に分類する。
6. 否定辞「ナイ」を含む複合辞(例：べきではない)、意見を表す叙述表現の否定形(例：思わない)、判断文の否定形(例：AはBではない)は意見を表す叙述表現とする。
7. 思考動詞「思う」の機能は引用節内の他の意見を表す叙述表現の機能によって決まる。(例：「～ばいいと思う(主張)」、「嬉しいと思う(評価)」)
ただし、いずれの解決案についても、過去形の場合は、「事実を述べる機能」となる。

4. おわりに

以上、本稿では、これまでの文章論研究を概観すると共に、木戸(1992)の「文の機能」を援用した日本語意見文の文章構造類型への分類におけ

る諸問題について議論し、「文の機能」の詳細な分類基準と、「提示」という新たな「文の機能」について紹介した。「文の機能」は言語形式的特徴を有するとはいえ、様々な要素と複雑に絡み合っていて規定されるため、判断基準を明示することは難しい。今後により多くの文にあたり、検討を繰り返すほかない。そして、複数の判定者との間でズレが少ない基準を探索していかなければならないだろう。

本稿では、文末の言語形式的特徴についてはある程度の議論ができたが、表現意図の判断については不十分である。実際には、選択される名詞ひとつにも表現意図が反映されるため、同じ構造の文であっても、表現意図が異なる場合も想定される。また、文脈の中でどのような並びで現れるかによっても「文の機能」は異なるだろう。特に「文の機能」の並び順は興味深く、一つの文が出現位置によって複数の機能を担う可能性も示唆された。今後は「文の機能」をもとに文章構造型を分類するだけでなく、「文の機能」による文章構造全体の仕組みと、言語形式的特徴の考察によって、意見文として効果的な文章構造のメカニズムを明らかにしていきたい。

引用文献

- 浅井美恵子 (2002) 「日本語作文における文の構造の分析－日本語母語話者と中国語母語話者の上級日本語学習者の作文比較－」『日本語教育』115号 pp.51-60
- 市川孝 (1978) 『国語教育のための文章論概説』教育出版
- 神尾暢子 (1989) 「文章の種類」『講座 日本語と日本

- 語教育』5号 pp.117-139 明治書院
- 木戸光子 (1992) 「文の機能に基づく新聞投書の文章構造」『表現研究』55号 pp.9-19 表現学会
- 国立国語研究所 (2001) 『日本語学習者による日本語作文と、その母語訳との対訳データベース ver.2 CD-ROM 版』
- 佐久間まゆみ (1999) 「現代日本語の文章構造類型」『日本女子大学紀要文学部』第48号 pp.1-27
- 田代ひとみ (1995) 「中上級日本語学習者の文章表現の問題点－不自然さ・わかりにくさの原因をさぐる－」『日本語教育』85号 pp.25-37
- 田中望 (1983) 「日本語教育と談話の研究」『日本語教育指導参考書11 談話の研究と教育I』pp.113-133
- 時枝誠記 (1960) 『文章研究序説』明治書院
- 永野賢 (1986) 『文章論総説』朝倉書店
- 西原鈴子 (1990) 「日英対照修辞法」『日本語教育』72号 pp.25-41
- 林四郎 (1982) 「日本語の文の形と姿勢」『日本語教育指導参考書11 談話の研究と教育I』pp.43-62
- 益岡隆志 (2000) 『日本語文法の諸相』くろしお出版
- 李 貞暎 (2001 a) 「新聞社説における文章構造の日韓対照研究」『人間文化論叢』第4号 pp.209-222
- 李 貞暎 (2001 b) 「文章構造の日韓対照研究－新聞の社説における書き出しを対象として－」『言語文化と日本語教育』21 pp.96-109
- Kaplan, R. B. (1966) "Cultural thought Patterns in Intercultural Education" *Language Learning* vol.16 pp.1-20

参考文献

- 森本順子 (1997) 『日本語研究叢書7 話し手の主観を表す副詞について』くろしお出版
- 黒滝真理子 (2002) 「日英対照・認知的モダリティの研究動向」『言語文化と日本語教育 増刊特集号 第二言語習得・教育の研究最前線』お茶の水女子大学日本言語文化学会研究会 pp.87-101